介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に係る個別協議について

1 個別協議について

集団感染等が発生した事業所等のかかり増し経費について、実施要綱に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合に、山口県介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)3(4)ウに基づく個別協議により承認を受けた介護サービス事業所・施設等に対して補助額の上乗せを行う。

2 引き上げ額

個別協議の承認を受けた事業所・施設等は、実施要綱に定める基準単価に必要額を加えた額まで引き上げることが可能。

3 個別協議資料の作成

4の留意事項に基づき、別添1及び別添2(※該当のあるものに限る。)の個別協議書を作成し、長寿社会課介護保険班(sa.keizokushien@pref.yamaguchi.lg.jp)あて電子メールで提出すること。

- ① (別添1)個別協議様式・・・・ 実施要綱2ア(ア)分の事業において個別協議を行う場合
- ② (別添2)個別協議様式・・・・ 実施要綱2ア(ウ)分の事業において個別協議を行う場合
- <u>個別協議書に記載されている経費が補助対象経費に該当するか確認を行うため、併せて</u> 以下の資料を提出してください。
 - ・ 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業計画(別添2)、事業所・施設別一覧(別添3)、事業所・施設別個票(別添4)
 - ※令和4年度に生じた費用分、令和5年度に生じた費用分は別で作成すること
 - 積算の根拠となる書類(領収書、時間外勤務実績、賃金台帳等)
 - ・ 全体の経緯が分かる資料(任意様式。感染者発生状況(日付、職員あるいは利用者の別、 人数等)、職員が帰宅困難になった理由等を記載してください)
 - ・ 自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書 ※一定の要件に該当する自費検査費用に対する補助を申請される施設のみ提出してくだ さい。

4 留意事項

- (1) 協議資料の作成にあたっては、実施要綱及び「介護サービス事業所等に対するサービス 継続支援事業費補助金交付要綱」に基づくこと。
- (2) 個別協議様式について、対象経費の中身や積算内訳が不明瞭となっており内容の確認ができない記載となっていないか、補助対象外経費が含まれていないか等注意すること。